

企画競争実施の公示

令和 7 年 4 月 7 日（月）

四国運輸局観光部観光企画課長 福島 史晃

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

XR を活用した訪日外国人旅行者受入環境整備調査事業

(2) 業務内容

別紙「説明書」のとおり

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 19 日（木）

2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（四国地域）の参加資格を有している者であること。
- (3) 四国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

- ① 〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館4F
- ② 四国運輸局観光部観光企画課 電話 087-802-6735
- ③ メールアドレス skt-kankokikaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画提案書の作成及び提出方法

- ① 書類の規格：A4版
- ② 構成：表紙（業務名、事業者名及び提出日を記載）、企画内容等（③にも留意）
- ③ 企画提案書には、別紙説明書に記載のある「3. 事業内容」を踏まえ、本事業の目的を達成するため、その事業内容について、最も効果的、効率的かつ次年度以降において継続的な実施・成果が期待できる業務内容を企画し提案すること。なお、その他本事業の目的を達成するため、本説明書の記載事項以外で提案がある場合、同提案についても考慮する。具体的には、企画提案書は下記構成で提出すること。
 - ・ 企画提案書の基本コンセプト

- ・ 具体的な実施内容案
- ・ 成果目標
- ・ 業務実施体制
- ・ 作業工程
- ・ 再委託の有無及び予定（ただし、四国運輸局の承諾を要するものに限る。）
- ・ 経費の見積及び内訳

経費見積について、必要な経費概算額及びそれぞれの項目・単価等を具体的に明らかにした内訳を記載するとともに、国外における支出が発生する場合は、当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること。また、付加価値税等の諸税を踏まえて算定すること。

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況（別紙様式 A）

- ④ 2 (2) の資格要件に適合することを証する書類（写）を添付すること。
 - ⑤ 提出期限：令和 7 年 5 月 12 日（月）12 時 00 分
 - ⑥ 提出方法：(1) のメールアドレスまで送信すること（メールの場合は 5 MB 以下の容量とし、電話等で着信の確認を行うこと）。
- (3) 説明会の実施の有無、日時及び場所
- 日時：令和 7 年 4 月 15 日（火曜日）14 時 00 分
- 場所：オンライン
- 説明会への参加を希望する場合は、令和 7 年 4 月 14 日（月曜日）12 時までに(1) のメールアドレスまで連絡を行うこと。
- (4) 企画提案に関するヒアリング 必要に応じて実施することがある。
- (5) 提案書を特定するための評価基準
- 別紙「提案書の評価基準」のとおり。なお、評価基準の配点等の質問は一切受付けない。

4 支払条件及び概算予算額

- (1) 支払条件 納入検査終了後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、債権者の取引銀行口座へ契約金額を振込むものとする。
- (2) 概算予算額 2400 万円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。
- (5) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (6) 企画提案書を特定した場合は、当該提案書を提出した応募者に対しその旨を書面で通知する。企画提案書を特定しなかった応募者に対して、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しな

った理由を書面により通知する。

- (7) 特定しなかった企画提案書は、原則、応募者に返却する。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (9) 特定した提案内容については国等の行政機関の情報公開法に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (10) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (11) 契約書の作成を必要とする。
- (12) 本契約により製作された成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は発注者に帰属する。
- (13) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表するものとする。
 - ① 特定した企画書を提出した企業競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎、評価項目毎の評価得点及び合計点

提案書の評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価し、最も高い点数を獲得した応募者を最適な者として特定する。

1 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(2) 提案内容の実効性

提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。

(3) 業務遂行の確実性

事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

(4) 予算の妥当性

企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

2 特定方法

(1) 委員が、企画提案書ごとに各評価項目について1点から10点までの点数を記入する。

(2) 1(1)～(3)については、その重要度を考慮し、委員記入の点数を2倍する(70点満点)。

(3) 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、以下の認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、最大5%加点評価する。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)等

② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業)

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)

(4) 上記(3)の認定を確認するため、提案書に併せ別添様式例にてワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を提出すること。なお、認定通知書の写し又は一般事業主行動計画届出書(都道府県労働局の受領印付)の写しを添付すること。(外国法人については、認定等相当確認通知書により確認)

(5) 評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。ただし、上記(3)の加点前の合計点を委員の数で除した平均点数が42点(70点の60%)に満たない場合は採用しない。

(6) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。

(別紙様式 A)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※ 1～3の全項目について、企画提案書の提出日現在で該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成 29 年4月1日～令和4年3月 31 日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成 29 年3月 31 日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ ユースエール認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

説 明 書

1. 事業の名称

XR を活用した訪日外国人旅行者受入環境整備調査事業

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

2024 年の訪日外国人旅行者数は推計値で約 3700 万人と過去最高を記録しており、高知県内においても多くの外国人旅行者が、台湾チャーター便や東京、大阪等から空路、陸路、鉄路を利用して訪れている。また、クルーズ船で高知県を訪れる外国人旅行者が多く、高知新港は四国で最もクルーズ船が寄港する港（2025 年度 90 隻以上寄港予定）となっている。クルーズ船寄港の際には、高知県と高知市が合同で高知新港から高知市中心市街地にシャトルバスを運行しているが、訪日外国人旅行者に対する中心市街地にある商店街等での店舗情報などの発信が不足しており、地域での消費に繋がっておらず、期待しているほどの経済的恩恵を受けられていない状況である。

そこで、高知市中心市街地を訪れる外国人旅行者にとって視覚的に捉えやすい XR※を活用した情報発信を行うことで受入環境を整備するとともに、商店街等での購買意欲を促進する仕組みを組み合わせることで、地域への経済波及効果の増大を図る実証調査を行う。
※XR（クロスリアリティ）とは、現実世界と仮想世界を融合し、新しい体験を創造する技術

(2) 実施主体

四国運輸局

(3) 実施体制

四国運輸局及び関係者（高知県，高知市，高知市中心商店街）の意向を適宜確認し，協力しながら事業を進めること。

(4) 実施場所

高知県高知市

3. 業務内容

本事業は下記の内容を想定しているが、事業の目的を達成するため、内容について、効果的かつ効率的な工程及び方法を総合的に提案すること。

(1) 高知市中心市街地における周辺情報の提供

高知市中心市街地を訪れる外国人旅行者に対して、高知城やひろめ市場等の観光スポットや、クルーズ船寄港時に高知新港とはりまや橋観光バスターミナル間を運行するシャトルバスの案内など、外国人旅行者にとって有益となる周辺情報の提供を、日・英・中（繁体・簡体）の多言語対応を必須とし、必要に応じて情報を変更できる仕様にて、最低3カ月間行うこと。

なお、XRを活用した店舗の情報提供を主要事項とし必須とする。

詳細は以下のとおりとする。

○XRを活用した店舗の情報提供

高知市中心市街地である帯屋町一丁目商店街及び帯屋町二丁目商店街において、50～60店舗程度の情報を視覚的に捉えやすいXRで表現し、情報を提供すること。協力店舗については、四国運輸局が調査しており、受託事業者特定後、共有し調整する。

情報の提供にあたっては、訪日外国人旅行者が能動的に情報を取得しなければいけない仕組みではなく、可能な限り受動的に情報を入手できるような仕組みを検討すること。

なお、提供する情報について下記a～cの事項を必須とし、下記a～cの具体的な内容については事業受託後、関係者と調整を行い決定する。

a.おすすめ商品・サービス

b.おすすめ商品・サービスの金額

c.利用可能な決済方法

また、事業期間中も必要に応じて情報が変更できる仕様にするとともに、XRの表現方法については訪日外国人旅行者がわかりやすいかつ興味を引くものとなるよう工夫すること。

(2) 消費額向上のための仕組み導入

(1)における周辺情報の提供と組み合わせて、訪日外国人観光客の購買意欲を促進する仕組みを導入すること。

なお、購買意欲を促進する仕組みについては、XRを活用したものに限定しないが、(1)において必須事項として実施するXRを活用した店舗の情報提供の効果を最大限活用した仕組みを検討すること。

(3) 本事業の周知

効果的な検証を行うため、(1)及び(2)の実施前から幅広く認知させるよう努めること。また、実施期間中においては、高知県を訪れている外国人旅行者に対して、最も効果的かつ費用対効果の高い手法により、本事業を幅広く認知させるよう努めること。

なお、本事業の周知にあたっては、訪日外国人旅行者からの当該事業に関する問い合

わせに対応できるようにすること。また、現地において看板やポスター等の設置をする場合は、現地でトラブル等が発生した際に即時対応できる体制を確保すること。

(4) 効果検証

上記(1)(2)による効果について、適切な KPI を設定した上で検証すること。また、帯屋町商店街組合や訪日外国人旅行者に対してアンケートを行うなど、利用者の声も調査・分析し、本事業実施以降も維持・継続させていく仕組みについて検討するとともに、本事業で得られた成果や課題に対する解決策を踏まえ、他地域へ横展開できるモデルケースを提案すること。

(5) 留意事項

- ・XR コンテンツについて、アプリのダウンロードを必要としない場合、iPhone/iPad 及び Android の標準ブラウザで閲覧することを想定しており、これらブラウザにおいて、レイアウトやデザインに崩れないこと。なお、ブラウザのバージョンは提案時点での最新版で正常動作を保証すること。また WEB サイトを構築する場合、ドメインについては go.jp を使用のうえ、事業終了時にはサイトを閉鎖させ、運営終了後も 1 年以上ドメインを保持すること。なお、サイト閉鎖およびドメイン廃止時に四国運輸局へ報告すること。

アプリのダウンロードを必要とする場合は、訪日外国人旅行者が容易に利用できる仕様にする。

- ・日・英・中（繁体・簡体）を必須とした多言語対応を行うこと。
- ・本事業に関する問い合わせ対応等を行うこと。
- ・8 月から XR を活用した情報発信を開始できるよう努めること。
- ・高知新港とはりまや橋観光バスターミナル間を運行するシャトルバスについては、クルーズ船の寄港日に運行しており、寄港予定日については以下、高知県ホームページを確認すること。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/cruise7/>

- ・クルーズ船の寄港については、気象条件、運行上の諸事情、その他の事情により変更する場合がある。
- ・四国運輸局その他本事業関係者と、事業開始前にキックオフミーティング、事業開始後に中間報告会、最終報告会を適宜の時期に行うこと。なお、オンラインによる開催も可能とする。

4. 成果物

成果物として以下の報告書及び電子データ（CD-R または DVD-R）を提出する。

事業実施報告書（A4 版、両面印刷、カラー冊子） 3 部

同報告書の内容を電子データで収めた CD-R または DVD-R 2 枚
※履行期限までに検査に合格したことをもって、業務完了とする。

5. 履行期限 令和 8 年 3 月 19 日 (木)

6. その他

- (1) 事業の実施にあたっては、受注者と発注者が十分に協議を行いながら作業を進めること。
また、当初受注者から提案された企画案に修正を加えることもあり得る。
- (2) 事業者特定後は発注者と相談の上、改めて事業内容を検討する。
- (3) 事業の実施にあたり、各種法令を遵守すること。
- (4) 四国運輸局担当課は、本調査の実施期間中、必要に応じて調査実施状況について報告を
求めることができる。
- (5) 本事業で知り得た情報に関しては、個人情報保護の観点から漏洩等が無いよう、取り扱いには十分注意を払うこと。
- (6) 本調査で得られたデータ等については、当局の許可なくして流用してはならない。
- (7) 著作権等の扱い
 - ① 成果物（「4. 成果物」で作成した事業実施報告書等の資料を指す。以下同じ。）についての著作権※及び所有権は、国土交通省が保有するものとする。
 - ② 本件業務に係るサービス開発・技術開発等により生じた知的財産権は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条（日本版バイ・ドール条項）第 1 項の規定を準用し、同項の各号に掲げられた事項を満たしていることを条件として、原則として技術開発を実施した企業等に帰属するものとする。
 - ③ 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
 - ④ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
※著作権は次の一切を含むこととする。
「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」
- (8) 本業務における主たる業務の範囲は、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のほか 3. 業務内容(1)～(4)に掲げる業務とする。
- (9) 本業務における主たる業務は、発注者により再委託（アドバイザー契約等の委任契約の性質を有するものを含む。以下、同様。）の承諾を受けた場合を除き、企画提案事業者自ら履行すること。
- (10) 本業務における主たる業務にかかる再委託を承諾する条件は、以下のとおりとする。
 - ①再委託を行う業務内容について、企画提案事業者自らもノウハウを有しており、再委

託先が履行する業務・成果物の良否に対して、企画提案事業者が客観的な評価手法及び評価能力を有しており、発注者に代わって再委託先に対する検査・監督を適正に実施し得ること。

②再委託の実施によって、不経済が生じるおそれが認められないこと。

(11) 再委託を行う場合は、その承諾を受けるために、下記事項を記載した承諾申請書を提出すること。

①再委託の相手方の住所、氏名

②再委託を行う業務の範囲

③再委託の必要性

④企画提案事業者が自ら履行しない理由

⑤予定される契約金額

(12) 主たる業務のうち、軽微な業務（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の裁量が生じない単純作業）を再委託する場合は、発注者の承諾を要しないこととする。

(13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

7. 監督職員

四国運輸局観光部観光企画課 係員

以上